

医療材料マネジメント研究会規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は「医療材料マネジメント研究会」と称する

第2条(事務局)

本会の事務局は下記に置く

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目2-2 東宝日比谷ビル13階
メディアソリューション株式会社内

第3条(目的)

本会は下記の目的のもとに設置する

- 1 医療機関における医療材料のマネジメントの適正化を図ること
- 2 医療材料マネジメントに関する調査研究を行うこと
- 3 医療材料マネジメントに関わる人材育成を行うこと
- 4 医療材料マネジメントに関する情報の標準化を行うこと
- 5 医療材料マネジメントに関する教育啓蒙活動を行うこと

第4条(事業)

本会は第3条の目的を達成するために、下記の事業を行う

- 1 医療施設における医療材料マネジメントに関する調査研究
- 2 医療材料に関する専門家(「医療材料エキスパート(仮称)」)の養成
- 3 医療材料マネジメントに関するシンポジウム・セミナー等の企画
- 4 医療材料のサプライチェーンマネジメント、市場動向等に関する調査研究
- 5 研究会会報の発行
- 6 その他、医療材料に係ることで研究会の認める事項

第2章 会員

第5条(構成)

本会は次に掲げる者をもって構成する

- 1 医療機関における医療資材のマネジメントに関わる者
- 2 医療材料の製造、販売、流通に係る企業、団体等の関係者
- 3 医療材料を研究する研究者
- 4 その他医療材料に関心をもつ者

第6条(種類)

- 1 本会の会員は、一般会員と賛助会員とする
- 2 一般会員は、本会の趣旨に賛同する個人とし、幹事会が認めたものを一般会員として登録する

- 3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、賛助会員規約に則った団体とする。なお、賛助会員規約は別途定めるものとする

第7条(加入および退会)

- 1 会員となるには、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、事務局に申し込む。事務局からの入会の案内をもって入会とする
- 2 会員はいつでも退会することができる。ただし、退会しようとするには、理由を付して退会届を事務局に提出しなければならない
- 3 会員が死亡し、または解散したときおよび事務局と一年間以上連絡が取れなくなったときは、退会したものとみなす

第8条(会費など)

- 1 本会は一般会員に対し、年会費などの定まった会費は徴収しない
- 2 シンポジウムなどの開催時は、その都度参加者より参加費を徴収する
- 3 賛助会員の賛助会費は、賛助会員規約に定める通りとする

第3章 役員

第9条(役員)

- 1 本会には下記の役員をおく
 - (1) 代表幹事 1 名
 - (2) 幹事若干名
 - (3) 監事 1 名
- 2 代表幹事は、幹事の互選とする
- 3 監事および事務局長は、代表幹事が指名し幹事会が承認した者を総会において選任する

第10条(役員の職務)

- 1 代表幹事は、本会を代表し、業務を総理する
- 2 幹事は、幹事会を構成し、会則および幹事会の議決に基づき、本会の業務を執行する
- 3 監事は、下記の職務を行う
 - (1) 幹事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 幹事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、幹事に意見を述べ、もしくは幹事会の招集を請求すること

第11条(役員の任期等)

- 1 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度の終了日までとする。ただし、再任を妨げない
- 2 補欠または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または他の現任者の任期の残存期間とする

- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない
- 4 後任の役員が選任されていない場合には、後任者が決まるまで任期を延長する

第12条(役員の解任)

役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、または心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、幹事の3分の2の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない

第4章 運営

第13条(幹事会)

- 1 幹事により構成される幹事会を年1回以上開催する
- 2 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集し、代表幹事が議長を務める
- 3 幹事会は、幹事の過半数をもって成立する。なお欠席する場合は委任状を提出することとする
- 4 議決は、出席者の過半数をもって成立する。但し、幹事が幹事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる幹事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の幹事会の決議があったものとみなす。
- 5 幹事会は、本会則に定めるもののほか、下記の事項を審議する
 - (1) 会計監査、会員の入会、シンポジウムの開催など重要事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 総会に付議すべき事項

第14条(事務局の職務)

事務局は、本会の事務と会計を担当する

第5章 総会

第15条(総会の構成)

- 1 総会は、一般会員および賛助会員が登録した会員で構成され、議長は代表幹事が行う
- 2 総会は年1回以上開催する
- 3 必要に応じて幹事会または監事は臨時総会を開くことができる
- 4 議決は出席者の過半数をもって成立する。なお、書面または電磁的方法により議決権を行使した会員は総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議事については議事録を作成するものとし、議長が指名した議事録署名人が署名する

第16条(総会の議決事項)

総会における決議事項は下記とする

- (1) 会計報告
- (2) 事業計画
- (3) 監事および事務局長の選任
- (4) 会員の除名

(5) その他、本会の運営に関わる重要な事項

第6章 会計

第17条(収支)

- 1 本会の支出は、シンポジウムなどの参加費として徴収した本会への収入および賛助会費をもって支弁する
- 2 事務局は、会計年度終了後、次回の総会でその収支を報告する。なお、余剰金は翌年度に繰り越すものとする

第18条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする

附則

改訂日(施行日)

2010年4月21日

2023年6月15日